

会議名称	障害者差別解消条例見直しWG
開催日時	令和3年8月25日（水）17:00～19:00
開催場所	小金井市市民会館（萌え木ホール）A会議室
出席者等	加瀬会長、吉岡副会長、石塚委員、幡野委員、小幡委員、田中委員 事務局：自立生活支援課長、障害福祉係長、相談支援係長 障害者福祉センター（勝見、五味渕）
会議結果	<p>今日の進め方について</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 検討用資料と新旧対照表をメインに協議 (2) 前回までの検討事項の確認と未検討課題の議論 (3) 第6条から第8条にかけてが重点課題 <p>改正案の確認（WGでの決定事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2条（定義） <ul style="list-style-type: none"> ア 第1号 障害者 <p>障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「周期的」というのも障害状態の一つとして問題となる場面があり、「断続的」だけだと形式的にあてはまらないと読まれてしまうことを防ぐために明記する。 イ 第3号 不当な差別的取扱い <p>障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果の有るものをいう。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に障害者権利条約に則った定義ということで問題ないと思うが、多くの条例には「正当な理由なく」という文言がある。 ・ 制定時の議論を踏まえ、入れていない。説明として必要であれば逐条解説で補う。

ウ 第5号 差別

障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な**差別的**取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。

【主な意見】

特段なし（前回までに確認したとおり）

(2) 第6条（差別の禁止等）

現行どおり

【主な意見】

- ・ 第6条第2項が第8条と重複することから、削除するということが前回議論された。
- ・ 重複するという矛盾を避けるために削除したが、他市の事例では第2項があるほうが多い。
- ・ 他市にはない特徴として「虐待の禁止」を規定しているので、これとあわせて第1項のみを宣言規定として残すのは他市との違いとしていい。
- ・ 第2項を残すのであれば、第1項と一体として宣言規定であるとし、第8条はそれを具体的にした条文であるという整理。
- ・ 虐待の禁止については、制定時に自立支援協議会と事務局とで論点となった点であり、最終的に理念的な一文を入れたのが妥協点であった。
- ・ 制定時の理念や思いはしっかりと継承すべき。
- ・ 障害者基本法の規定を再確認したところ、第6条第2項は、第1項と同じく、法第4条第2項をそのまま引用している。どちらも法第4条の理念を取り込んでいるということを宣言することに意味があるのであれば、第1項を削除するのが難しいという論は第2項にもあてはまる。
- ・ 障害者基本法との関係でいうと第2項を削除するのは難しい。重複により無骨な条例となったとしても、説明がついて明文化されるならいいと思う。

(3) 第8条（不当な差別的取扱いの禁止）

何人も、障害者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

【主な意見】

特段なし（前回までに確認したとおり）

(4) 第9条（合理的な配慮）

ア 第1項（本文）

市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、**当該障害者の性別、年齢及び障害の状態等に応じて**、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

【主な意見】

- ・ 複合的困難に応じるものとして、「性別、年齢及び障害の状態に応じて」という文言を加えた。
- ・ 性別欄をなくしているという動きがある中で、「性別」という文言を入れるのが適当であるのか。
- ・ 性別という場合、LGBTの人とかはどうなるのか。
- ・ 例えば、市が行うアンケートなどでは、性別欄のところに、「男性」、「女性」、「そのた」というのを設けている。それも含めての性別だと思っている。
- ・ 障がいが最初からのものなのか、途中で生じたものなのかの違いとか、他にもいろいろある。この一文を入れることで、どのような人がカバーされるのか、かえって取りこぼされる人はいないのか。
- ・ 「本人の状況に応じて」とすれば網羅できるのではないか。
- ・ 「状況」とは何かを明文化できないのがジレンマ。
- ・ 「性別、年齢、障害の状態に応じて」を盛り込む趣旨は、その人のおかれている状況や障害特性に応じて個別に合理的配慮をすることだと思うので、女性差別とか、性的マイノリティーの人が考慮されないのではないかという問題にはならない。改正案に修正を加えるとすれば、都条例を参考に「状態」の後に「等」をつければよい。
- ・ それぞれに応じたという意味で、「障害者」を「当該障害者」としてはどうか。
- ・ （第2条との関連として）合理的な配慮の定義について、最初の「障害者」は障害者全般ということで「当該」はつかないとして、後段の「障害者」には、「求めに応じて」につながるのか、「当該」を入れたほうがよいか。
- ・ 合理的配慮の条項にこの文言を入れるのは、複合的差別を取り込む趣旨ではなく個別の状態を配慮して合理的配慮の内容を決めるというのが趣旨。そういう趣旨で定義に盛り込むのはよいが、複合的困難に応じるために盛り込むのであれば違う。

- ・ 複合的困難をこの規定で対応するのは無理だと思う。複合的困難は次回の宿題として理念で検討する。
- ・ 定義については、「求めに応じて」となっているので「当該」を入れたほうがいいのかと思う一方で、個別の障害者というよりは、一般的に障害者が必要とするものについてというような意味でとらえると、あえて「当該」がなくてもいいのかとも思う。
- ・ 定義規定と条文の関係については、定義を条文中のその文言にあてはめたときに、意味が通じるかを考えなければいけない。そうすると言葉の重複になるので、入れるのはどちらかに絞ったほうがいい。
- ・ 抽象的な規定が最初にあって、具体的な規定が現行第8条にあるからよしとする整理と、定義に具体的なことを盛り込んで、現行第8条はその定義だという前提でシンプルにするという整理がある。
- ・ 現行の定義では、「障害者の求めに応じて」ということで、障害者が望んでいることをということだが、一方、「性別、年齢及び障害の状態等に応じて」というのは、本人が望んでいるかどうかではなく客観的に見てということなのか解しているので、そこをうまく混ぜ込むのが難しい。

イ 第2項

主語を市民のみに改めただけのため、確認省略

ウ 第3項

市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。

【主な意見】

- ・ 努力義務から義務化するにあたり、理解を得るために支援策を講じ、推進する姿勢をみせるという提案。
- ・ 具体的な想定は、コミュニケーションツールの作成、物品の購入、工事の施工等に対する補助。
- ・ 予算化の見通しがあるのであれば、一步踏み込んでやっていただきたい。

エ 第1項（各号）

(10) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。

(11) 選挙等を行うとき。

(12) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。

を追記し、現行「(10) その他社会的障壁が生じているとき。」を(13)に繰り下げる。

【主な意見】

- ・ 「医療及びリハビリテーションを提供するとき」は、6市中4市で例示しており、委員から出された意見とも関連する。
- ・ 「選挙を行うとき」は、1市しか例はないが委員から意見があり、制定時の付帯決議にも記されている。
- ・ 「労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき」は、5市で例示している。
- ・ 労働者の募集、採用については、障害者雇用促進法で定められている。
- ・ 障害者雇用促進法にあるから要らないということではなくて、合理的配慮として具体的に入れたいということで、異論がなければ足したい。
- ・ 他の事例は、「その他社会的障壁が生じているとき」で読み込むという整理で現行の規定を残す。

(5) 第10条（情報伝達）

市は、**手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識のもと、手話が言語であることの理解を促進するとともに**、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等をいう。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

【主な意見】

- ・ 都条例には手話が言語である旨がうたわれている。改正案は、他市の手話言語条例を参考に、必要な要素として、手話が独自の文法体系を持っているということと、言語であるということの理解を市民に促進することの2つを盛り込んだ。
- ・ 日本語対応手話は独自の文法体系をもっているわけではないので、ここで言っているのは日本手話のことだと思う。
- ・ 手話にはいろいろあるが、手話が独自の文法体系を持つ言語だということが重要。それぞれの地域にある手話も認められた言語の一つだということが網羅できると思う。
- ・ 手話に対する認識とか理解を促進するという事で整理をして、都条例とも整合をとる。

(6) 第11条（相互理解の促進）

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

【主な意見】

- ・ 委員から、教育の条文の主語を市と教育委員会にできないかという意見があったが、制定時に地方教育行政法に抵触するのではという議論があったことを踏まえ、教育の条項は改正せず、相互理解の促進の条項に、市と教育委員会が連携して取り組む旨を盛り込むことを提案。
- ・ 実効性をどう持つか論点だと思うので、抵触しない形で入れられるのであれば入れていただきたい。
- ・ 教育委員会は市の執行機関。市長と教育委員会は別機関だが、教育委員会は市に含まれるので、この定め方はその点で問題がある。
- ・ 地方教育行政法では「地方公共団体の長は」と規定しているので、「市長及び教育委員会」に改める。
- ・ 別途教育委員会とも調整が必要なので、この場で了承がもらえれば、市を市長に改めた案文で調整する。

(7) 第13条（特定相談）

改正なし

【主な意見】

- ・ 前回議論をした人材育成について、入れるとしたら特定相談のところに足すしかないと思うが、改正法施行後に市町村及び都道府県がやるべきことが整理される可能性がある。
- ・ このような研修とか育成というのは、都レベルで始まって、それで不足する場合に独自に市町村がやるというのが一般的。
- ・ 前回の議論でも、盛り込むということについて、コンセンサスはとれていなかった。
- ・ 市がやらないということではなく、法改正後の動向を見据えながら調整をしていくと整理する。

(8) 第18条（公表）

市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

【主な意見】

- ・ 助言あっせんに従うよう勧告し、それに従わなかった場合の公表に係る規定を設けるかどうか、また設ける場合、勧告の条項に足すか、別に条を立てるか。
- ・ 都条例では別の条で規定。多摩地域6市の状況は、規定なしが1市、同じ条で規定が2市、別の条で規定が3市。
- ・ どちらで規定しても問題はないが、公表の規定を設けるというのは大きな話だと思うので、勧告とは性質の違う公表の規定を別に定めるほうがしっくりくる。
- ・ 制定時の付帯決議では、都条例施行後に整合性について協議するよう書かれているので、効力が同じであれば都条例にあわせたい。

(9) 付則1（施行期日）について

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【主な意見】

- ・ スケジュールどおり順調に進めばという前提であるが、令和4年3月議会で審議されることになるため、令和4年4月1日施行を提案。
- ・ 市のスケジュールに関することなのでお任せする。

(10) 付則2（検討）について

市長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

【主な意見】

- ・ 今回は限られた時間の中で最低限必要なことだけ見直したが、他の部分もちゃんと検討するということでの提案。
- ・ 条例改正後ではなく改正法の施行後3年を目途としたのは、改正法が施行されていないことが理由で積み残した点があるからである。

未検討課題の整理

(1) 特定相談のあり方について

特定相談の仕組みそのものを大きく変えるという話であることから、次の見直しの際に検討することとした。

【主な意見】

- ・ 対応の仕方はいろいろとあり得るが、条例をかなり大きく変えるということになるのは間違いない。
- ・ 受け方の例として、例えば指定法人を作って市が認証し、認証を受けた法人が相談事業をすることができるという制度を作るということは考えられるが、法人の選定はどうするかとか、認証基準はどうするかとか、予算措置にもかかわってくる。
- ・ 利用者目線で考えれば、差別を相談しても身内を守らうという思いになるのはわかるので、意見としてはあり得る。

意見をいただいた委員へのフィードバックについて

(1) 資料8及び資料9の確認

各自持ち帰り、意見があれば事務局へ伝えることとし、それを集約することをもってWGとしての見解と扱うこととした。

その他

(1) 積み残し課題に対する意見

委員から、差別を受けていると思われる案件について、本人がそこにいづらくなるかもしれないという理由から保護者のほうが申立てをしなかったという事例を聞いた。自分も別の方から同じような事例を聞いている。

保護者が気を使ってしまうということも問題であるが、本人がどう思っているかを確認しないまま、家族の意見イコール本人の意見としているところにも問題がある。

差別がされたかもしれないという事態があったときに、本人はどう思っているのだろうかというアクションがあれば違うのかと思うので、次回ぜひ検討してほしい。